

## 第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案について（概要）

- 平成21年度～23年度 -

### 1. 「第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」案とは

本計画案は、同名の現行計画を見直すものであり、老人福祉法に基づく本市の老人福祉計画（老人福祉計画の呼称は、本冊子では「高齢者福祉計画」とする）と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体に策定するものです。

平成12年度から介護保険制度が施行され、利用者にとってはそれまでの介護サービスの利用形態が大きく変化しました。その変化に対応するため本市では、第1期（平成12～16年度）、第2期（平成15～19年度）、第3期（現行計画、平成18～20年度）の計画に基づきながら介護保険事業及び高齢者保健（ ）・福祉事業を展開してきました。

第3期における本市の課題をふまえ、本計画案では、市直営の総合相談窓口である地域包括支援センター、介護予防・健康づくり、介護保険給付適正化事業のさらなる充実等を掲げるとともに、計画期間における介護保険サービス・給付の見込みを示します。

（ ）平成18年6月制定の「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20年度からの後期高齢者医療制度（通称「長寿医療制度」）と特定健康診査・特定保健指導等を規定）に伴い、旧来の老人保健法が全面改正されたため、新たな計画では老人保健計画を含まないこととなっています。

### 2. 今回の策定について

#### (1) 計画期間

平成21年度から23年度までの3年間

#### (2) 計画の内容

- 第1章 介護保健施行9か年の成果と課題
- 第2章 高齢者施策の大綱
- 第3章 重点事業の現状と中心課題
  - 1 地域包括支援センター
  - 2 介護予防事業
  - 3 介護保険給付適正化事業
- 第4章 高齢者介護・保健・福祉の基本方針
  - 1 高齢者の包括的・総合的な相談窓口として
  - 2 高齢者の健康づくり・介護予防のために
  - 3 介護保険事業の適正な運営
  - 4 地域で安心して暮らすための福祉サービス
  - 5 総合的な実施体制
- 第5章 介護保険事業計画
  - 1 第1号被保険者数と要介護認定者数の見込み
  - 2 介護保健サービス利用の見込み
  - 3 給付費の見込み
  - 4 介護保険費用の見込み

#### 第4章高齢者介護・保健・福祉の基本方針における施策体系

- 1 高齢者の包括的・総合的な相談窓口として
  - (1) 地域包括支援センターの役割
  - (2) 生活に不安がある市民の相談窓口として
- 2 高齢者の健康づくり・介護予防のために
  - (1) 運動をすることによる健康づくり・介護予防
  - (2) 地域のふれあいと生きがいづくり
  - (3) 疾病予防による健康づくり・介護予防
  - (4) 心身の健康に不安がある市民のために
- 3 介護保険事業の適正な運営
  - (1) 介護給付適正化事業
  - (2) 施設での暮らしを希望する(必要とする)市民のために
  - (3) 福祉用具利用や居住環境改善を希望する市民のために
  - (4) 在宅介護サービスの利用を希望する市民のために
- 4 地域で安心して暮らすための福祉サービス
  - (1) 地域で安心して暮らすために
  - (2) 家族介護支援
  - (3) 生活支援
- 5 総合的な実施体制

#### 3. 策定体制及び経過

- (1) 過去3年間(第3期計画期間:平成18年度~20年度)の状況と課題について関係各課プロジェクトチームにより検証し、計画案のとりまとめを行いました。
- (2) 「豊明市高齢者保健福祉計画策定・推進委員会」を開催し、第3期計画の進行管理チェックと第4期計画案の策定内容について様々な観点からご審議いただきました。
- (3) 本パブリックコメントにより市民の皆様からのご意見をとりまとめ、平成21年3月、豊明市高齢者保健福祉計画策定・推進委員会にて本計画を決定します。